

「福井県若狭湾エネルギー研究センター」の指定管理者候補者の選定について

福井県若狭湾エネルギー研究センターの指定管理者について、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター
- 2 所在地 福井県敦賀市長谷64号52番地1
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 選定理由

福井県若狭湾エネルギー研究センターは、シンクロトロン加速器や高度な科学機器などを備え、エネルギーに関する研究開発を推進するとともに、「嶺南Eコースト計画」の推進を担う主要な施設です。

当該施設の管理運営については、県との密接な連携のもとで、エネルギーに関する研究開発などの事業を展開することができるとともに、シンクロトロン加速器等を活用した研究開発事業を展開することができる唯一の組織である公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターに委託することにより、最大限に施設の効用を発揮させることができます。

したがって、当該団体に管理を行わせる必要があると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体

1 団体

福井県敦賀市長谷64号52番地1

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター 理事長 櫻本 宏

- 6 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

令和7年9月30日

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地 福井県敦賀市長谷64号52番地1

名称および代表者の氏名 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長 櫻本 宏



指定管理者指定申請書

福井県若狭湾エネルギー研究センターの管理に関する業務を行いたいので、福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県若狭湾エネルギー研究センターの管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井県若狭湾エネルギー研究センターの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書面
- 7 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

別紙様式

福井県若狭湾エネルギー研究センターの管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	<input checked="" type="radio"/> 財団法人 <input type="radio"/> 社団法人 <input type="radio"/> 株式会社 <input type="radio"/> 有限会社 <input type="radio"/> NPO 法人 <input type="radio"/> その他()			
団体名	公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター			
所在地	敦賀市長谷 64-52-1			
代表者名	理事長 櫻 本 宏			
電話番号	0770-24-2300			
FAX 番号	0770-24-2303			
メールアドレス	werc@werc.or.jp			
設立年月日	平成 6 年 9 月			
資本金 (基本財産)	5,100,000,000 円			
従業員数	令和 7 年 1 0 月 1 日現在 5 8 人			
主な事業内容 (必要に応じ別紙)	○若狭湾地域における原子力およびエネルギーに係る科学技術の活用に関する調査および研究開発 ○若狭湾地域における原子力およびエネルギーに関する技術者等の研修 ○若狭湾地域における原子力およびエネルギーに関する内外関係機関等との交流および協力 ○原子力およびエネルギーに関する情報の収集および提供 ○原子力およびエネルギーに関する知識の普及および啓発 等			
同種の施設の管理運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井県 若狭湾エネルギー研究センター	敦賀市 長谷 64-52-1	センターの管理運営に関すること	平成 10 年 11 月～平成 18 年 3 月
			指定管理者	平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月
			指定管理者	平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月
			指定管理者	平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月
指定管理者	令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月			
提携団体名	(複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること) なし			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、福井県若狭湾エネルギー研究センターの類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

福井県若狭湾エネルギー研究センターの管理運営を行うにあたっての基本方針

「福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例」に基づき、県民の平等利用の確保、センターの効用の発揮および管理経費の縮減に努めることとします。

また、若狭湾およびその周辺地域における原子力およびエネルギーに係る科学技術の活用に関する調査および研究開発ならびに技術者等の研修ならびに内外関係機関等との交流および協力等を行うことにより、原子力およびエネルギー関連科学技術の地域産業への普及等を通じて地域の活性化を図り、もって我が国経済の健全な発展および科学技術の振興に寄与することを目的とし、管理運営を行います。

3 管理運營業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

ア 当法人の有する研究者の他分野における専門知識や蓄積された多くの技術ノウハウおよび西日本有数の多目的タンデム・シンクロトロン型加速器や高度な科学機器等の人的・物的資源を活かし、毎年度、設備・機器の利用から測定・分析ノウハウの提供に至るまでのワンストップサービスを提供することにより、企業等の課題解決を強力にサポートします。

イ 各施設の利用当日の催事案内については、電子掲示装置により、利用室名・利用時間・セミナー、研修の名称等の細かな情報を掲示します。

ウ 利用者の利便を図るため、公共交通機関の確保に努めるとともに、公共交通機関の情報を積極的に提供します。

エ アクセスポイントを設置し、公衆無線インターネットサービスを無料で提供します。

オ 利用者の受動喫煙防止のために全館禁煙とします。また、インフルエンザ等の感染防止のために消毒剤、抗菌足拭きマット、除菌剤を配置して利用者の健康に配慮します。

管理事務室に AED を設置して緊急時に提供することとし、利用者の安心・安全の確保に努めます。

カ 悪天候時に滑りやすくなる箇所にはマットを敷き転倒防止に配慮するほか、当施設の付近で危険有害動物の目撃情報等があった場合には、外灯点灯や開館時間内の出入口開放などで避難・通報場所を提供するなど、利用者や地域住民へのきめ細やかな安全対策を行います。

(2) 施設の利用促進についての取組み

競争的資金の獲得、受託研究および共同研究等の研究業務を通じて、科学機器・加速器の利用促進のための PR 活動を併せて実施します。

西日本有数の多目的タンデム・シンクロトロン型加速器や高度な科学機器を多数設置し、科学機器利用者に対する技術支援体制が整備されている特性を県内外に PR することにより、新たな利用者の開拓を図ります。また、技術相談室等専門職員による営業活動にも力を入れ、企業訪問や各種イベントへの出展等の際に、施設内容や利用申込方法を説明します。さらに、当法人のパンフレットやホームページ、毎月発行する法人の活動報告「エネ研ニュ

ース」、その他マスコミ等を活用した広報活動や利用促進を図るとともに、より広範な利用を促進するため、施設見学者にも施設内容や利用申込方法を説明し、センターの機能や魅力を紹介します。

(3) 施設の維持管理についての取組み

ア 施設管理業務

事故等を未然に防ぐ観点から日常的な管理・点検を重視し、管理担当職員等が施設内を毎日定期巡回し、異常箇所の早期発見に努め、施設設備を良好な状態に保全します。また、業務仕様書に記載された事項を遵守するとともに、県や専門業者とも連携し、適正な維持管理に努めます。

イ 設備管理業務

各設備の性能を正常な状態に保つため、仕様を遵守し性能の維持に努めるとともに、法定点検に加え、適宜、自主的に点検・分析を行うことにより、障害の未然防止に努めます。

ウ 記録等の保存

施設の状態を常に把握・記録し、故障・事故等の各種データを一元的に管理できる体制を構築します。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

ア 使用料金収入の確保

(1)(2)に掲げる利用促進策を行い、使用料金収入の拡大を図るとともに、科学機器利用者に対する技術支援体制を充実することにより、質の高いサービスを提供し、新規利用者の開拓およびリピーターの確保を図ります。

また、使用料金は使用後速やかに徴収を行い、未納がないよう万全の対策を講じます。

イ 経費削減

職員全員が日常管理業務の経費削減に対する取組みや環境意識を徹底するよう、責任者による継続的な指導を行い、職員の意識改革を行います。

① 維持管理業務に外部委託を積極的に活用するとともに、コストの削減、業務の効率化を図ります。

② エコオフィス活動に取り組み、次の省資源・省エネルギーの推進に努めます。

*省資源…両面コピーによる紙使用量や節水による水使用量節減

*省エネルギー…不要な照明の消灯や空調使用期間の見直し、適正な冷暖房温度設定等による電気・燃料使用量節減

③ 物品購入に際しては、グリーン商品の購入を推進するとともに、可燃・不燃ごみの分別を行うなど、資源リサイクルの徹底を図ります。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

設備・機器利用者へのアンケートに加え、施設利用者へ聞き取りも実施し、利用者満足度を的確に把握するとともに、出された要望・意見を踏まえ、サービスの改善・向上に努めます。

電話受付や窓口対応においては、丁寧な対応を徹底し、利用者満足度を高めるとともに、アンケート等では捉えられない細かなニーズを把握できるよう努め、常に新しいサービス展開に積極的に挑戦します。

利用者からのクレーム等については、可能な限り速やかに対応することを原則とし、その内容を県に対して報告するとともに、必要に応じて、十分な協議の上で問題の解決を図ります。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

施設の管理運営については、毎年度数値目標を決定して、随時進捗状況を確認し、課題への対応を行い、目標達成を図ります。

(7) その他

ア 福井県若狭湾エネルギー研究センターの指定管理者を希望する理由

当法人は、平成 6 年に原子力およびエネルギー関連技術の地域産業への普及等を通じて地域の活性化を図ることを目的に設立されました。平成 10 年のセンター開所以来、福井県より施設設備管理業務を受託するとともに、エネルギーに関する研究開発業務を受託し、県の産業振興施策の一翼を担ってきました。

また、平成 17 年 3 月に県が策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」を推進するため、当法人に同年 7 月「エネルギー研究開発拠点化推進組織」を設置し、研究開発機能の強化、人材の育成・交流、産業の創出・育成等を総合的にコーディネートする役割もあわせて担い、地域に密着した研究機関として、廃止措置へのレーザー技術の適用や、県内企業の新製品開発等の活動を新たに開始しました。

平成 23 年 4 月には、本県に集積する研究機関等をはじめ、西日本の原子力人材育成の拠点を形成するとともに、国内外のニーズに応える優秀な原子力人材を養成、輩出し、世界の原子力の安全技術と人材育成に貢献することを目的とし「福井県国際原子力人材育成センター」を設置しました。平成 25 年 4 月に公益財団法人に移行した際には、指定管理運営事業を重要な公益事業の一つと位置付け、当施設の指定管理者として、当施設の設置目的を踏まえ、法人業務と一体的に実施することとしました。

令和 2 年 3 月に新たに策定された「嶺南 E コースト計画」では、当法人は重要な実施主体として、「研究開発」、「産業支援」、「人材育成・交流」の 3 つを事業の柱とし、真に地域の産業活性化に貢献できる機関となるための研究開発、産業支援機能の強化やグローバルな原子力人材の育成と交流の推進に取り組んでいます。

さらに、当法人には、多目的タンデム・シンクロトロン加速器や高度な科学機器に関する専門的知識や技術ノウハウを有した職員が多数在籍しており、利用者に対する適切なアドバイス等が可能な技術支援体制を整備しております。

以上のことから、当法人が引き続き指定管理者として当施設を管理することが最もふさわしいと考えております。

イ 外部委託の方針等

当法人では、外部委託の方が効果的・効率的である場合や、より質の高いサービス提供が見込まれる場合は、民間企業等のノウハウを積極的に活用します。

外部委託を行う場合は、会計処理規則や事務決裁規則等、諸規則に基づき適正に執行を行い、透明性・競争性が確保されるよう、より安価で的確な業務を行う委託先の選定に努めます。

保守点検業務等については、内容を精査することで委託料の削減を図り、消耗品等購入については、物品の数量等購入方法を検討することで購入単価のコストダウンを常に図ります。

また、データ管理など機密性を保持する必要がある業務については、契約書等に明記し、責任の明確化と情報管理の徹底を図ります。

ウ 緊急時の対応

消防法や消防計画に基づき、消防設備等の日常点検や定期点検を実施するとともに、様々な災害の発生に対処するため、自衛消防組織により、通報連絡、初期消火、避難誘導を実施します。特に当施設は放射線施設を有していることから、放射線障害予防規程に基づき、放射線施設責任者等による定期的な巡視、点検を行うとともに、放射線障害等が発生した場合には、ただちに災害の拡大防止、通報および避難警告等、応急の措置を講じるなど、適切な対応に努めます。

① 予防管理

平素の火災予防および地震時の出火防止を図るため、予防管理組織により火気管理、通路・避難口の機能保持および消防用設備の自主・法定点検を実施し、敷地内工事中の安全対策、放火防止対策にも努めます。

② 自衛活動

様々な災害の発生に対処するため、自衛消防組織により被災状況等を把握し、通報連絡、初期消火、避難誘導を実施します。

【別紙 1】緊急時通報連絡体制について

③ 震災対策

平素の震災予防措置を図るとともに、震災時には情報の収集に努め、周辺の状況を把握し、設備を活用して適切な指示に努めます。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

個人情報を重要なものと認識し、個人情報管理規則等および個人情報の保護に関する法令等を遵守します。個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止のため、部外者がアクセスできない環境下で情報管理し、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。業務に応じて個人情報を取り扱う者を限定し、個人情報を違法に利用できないようにするなど、関係規則の整備に努めます。

また、方針や体制等について、事業内容の変化、事業を取巻く法令、社会環境および IT

環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善に努めます。

オ 地域および関係機関との連携

① 地域との連携

小中学生等を対象とした科学を楽しむセミナーや施設公開等のイベント、さらには施設見学等を積極的に受け入れることにより、当施設に対する理解を深めていただき、センターが末永く地域に親しまれる施設となることを目指します。

また、公の施設であることを念頭に、住民の身近な施設として地域との連携を図っていきます。地域の自治会等が公共性の高いイベントを行う場合には、県の許可のもと、本来の利用者の妨げにならない範囲でエントランスホールや展望回廊、駐車場などを無料で開放することで幅広く活用していただける施設とするだけでなく、エネルギーに関する知識の普及・啓発に努め、地域の社会活動にも積極的に協力します。

② 関係機関との連携

令和2年3月に策定された「嶺南 E コースト計画」における重要な実施主体として、地域の産業活性化に貢献します。

加えて、当法人では公募型共同研究事業を実施しており、関西・中京圏等の大学や研究機関と連携することにより、各機関の有する研究資源（人・設備）を活用した共同研究を進めており、その中で当法人が進めている研究分野を応募の条件とすることにより、積極的に科学機器等の利用促進を図ります。

また、国内外の原子力発電所の安全な運転維持のための人材の確保や、アジアをはじめとした世界各国の原子力発電の導入に貢献するため、関係機関と連携し、国内外の原子力人材を対象とした研修を当センターが管理する数多くの研修室や会議室にて実施します。

さらに、世界の原子力人材育成に貢献するとともに、原子力先進県である福井県を国内外の関係機関にアピールするべく、国際会議等を誘致し、当センターの効率的かつ効果的な利用に努めます。

カ 自主事業その他の提案

交流棟1階西側のスペースに児童等を対象とした科学情報コーナーが設置されています。当該コーナーは、センターの設置目的の一つであるエネルギーに関する知識の普及および啓発等の事業の一翼を担っており、当法人としても、その効用を最大限に発揮すべく施設公開等の自主事業において活用します。

キ 現に従事している職員の雇用についての提案

当法人では、定年を65歳と定めています。加えて、研究業務に従事する職員においては、希望する者には70歳に達した日以後における最初の3月31日まで、客員研究員および客員技術員として、就業の機会を確保しています。これにより、施設設備の維持管理のための労働力の確保やセンター運営に不可欠な専門技術の継承や豊富な知識・経験を活かした利用者へのサポートが可能となります。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

【別紙 2】組織図

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

【別紙 3】人員配置、業務内容および勤務体制等について

(3) 職員研修および人材育成方針

職員が常に自己研鑽に努めるよう指導するとともに、専門家等による全職員を対象にした所内研修の実施、さらには全国規模やブロック別、県内で開催される電気設備保安講習等の施設管理研修や科学機器等の技術研修に積極的に参加することにより、職員の資質向上を図ります。

5 令和8～12年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計	備考
使用料等収入	0	0	0	0	0	0	0
入居団体負担金	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	0	0	0	0	0	0	0

支 出

(単位：千円)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計	備考
人件費	5,942	5,942	5,942	5,942	5,942	29,710	
消耗品費	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	9,680	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	
光熱水費	172,563	172,563	172,563	172,563	172,563	862,815	
修繕費	16,294	16,294	16,294	16,294	16,294	81,470	
委託料 (別に定めるもの)	158,354	158,354	158,354	158,354	158,354	791,770	
委託料 (その他)	178,955	178,955	178,955	178,955	178,955	894,775	
使用料・賃借料	0	0	0	0	0	0	
その他の支出	0	0	0	0	0	0	
計 (B)	534,044	534,044	534,044	534,044	534,044	2,670,220	

差引 (B) - (A)	534,044	534,044	534,044	534,044	534,044	2,670,220	
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	--

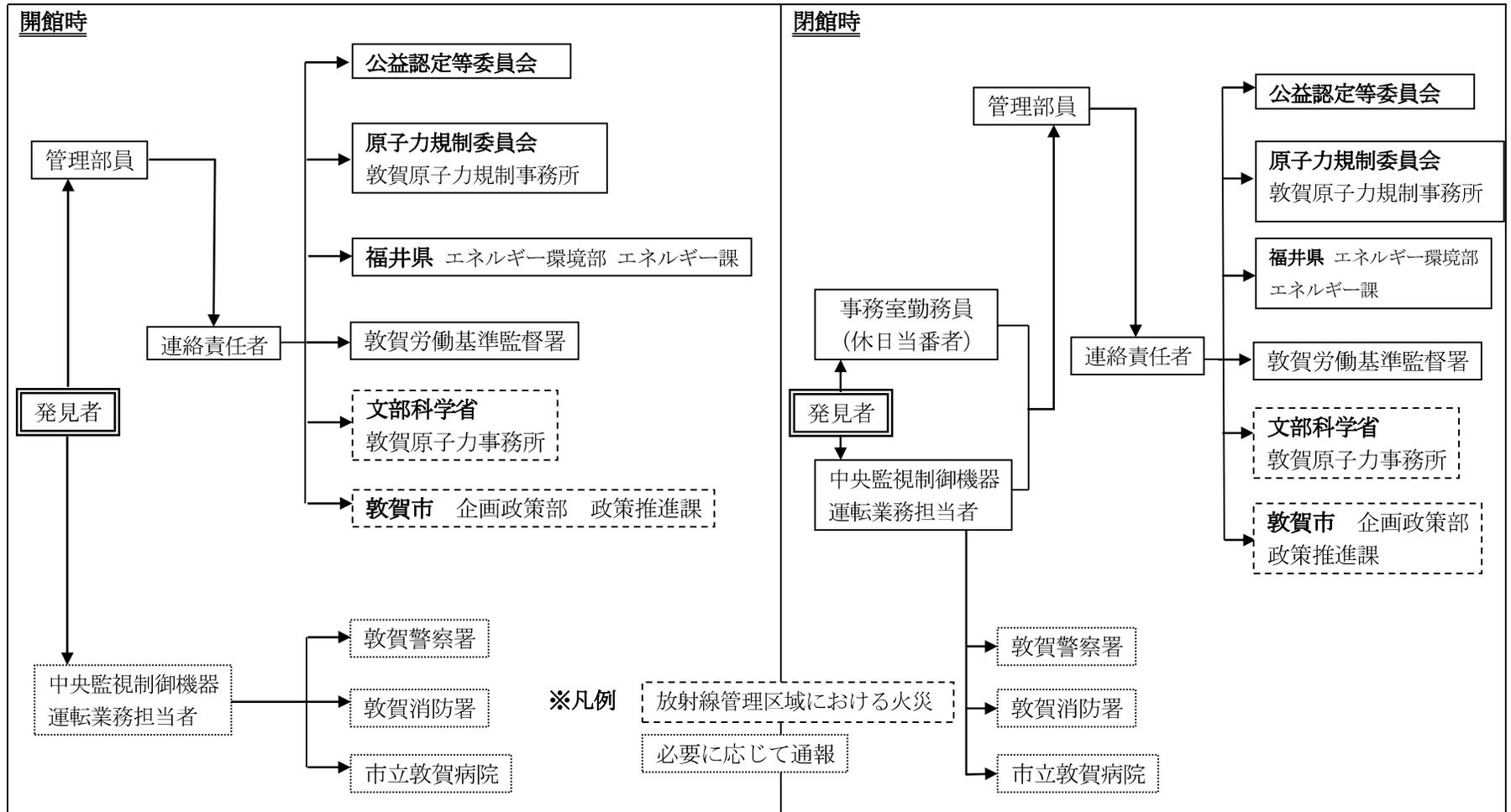
この金額が、福井県が指定管理者に支払う委託料（消費税および地方消費税額を含む）となります（仕様書で定められた上限額を超えないこと）。

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

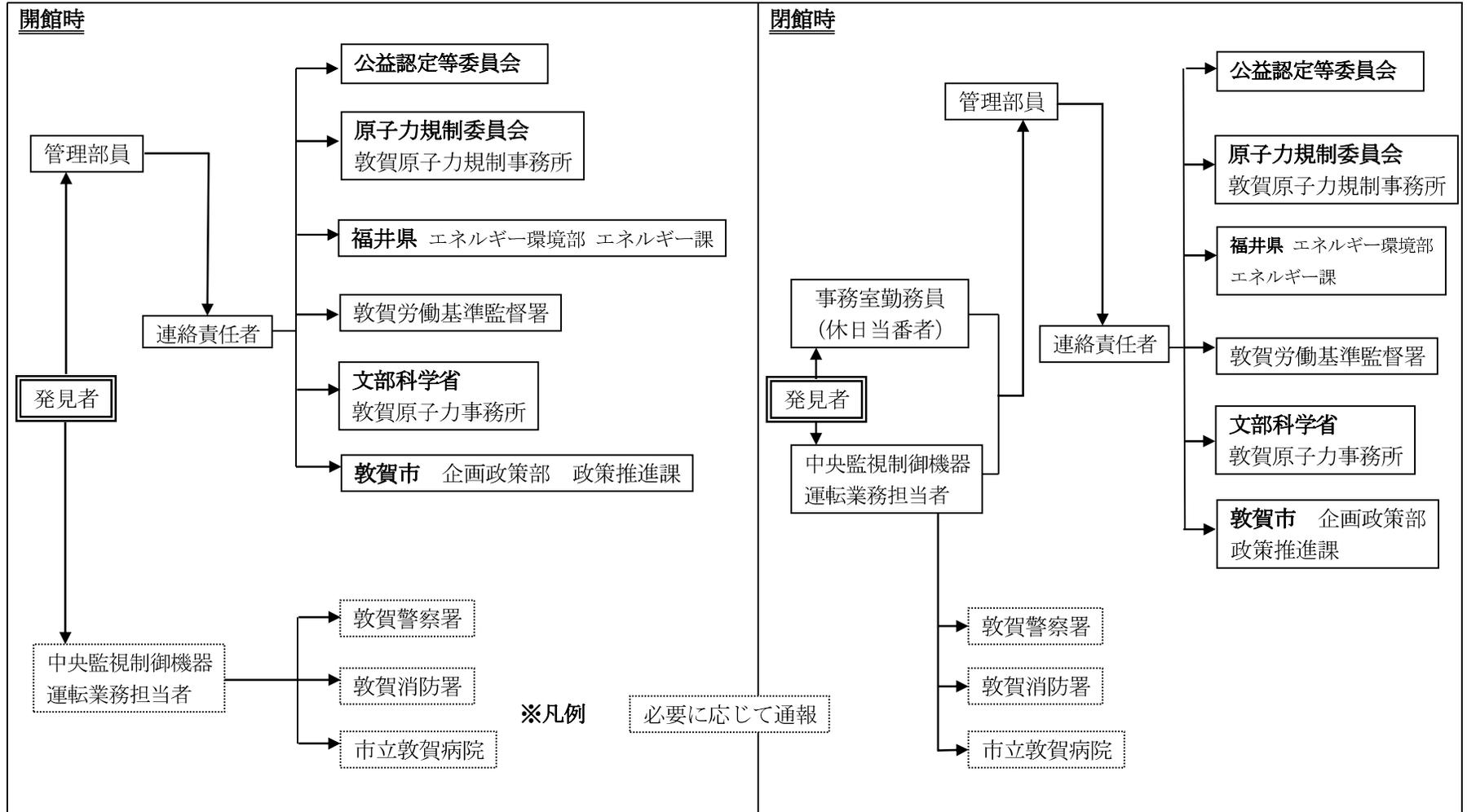
※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。消費税は10%で計算してください。

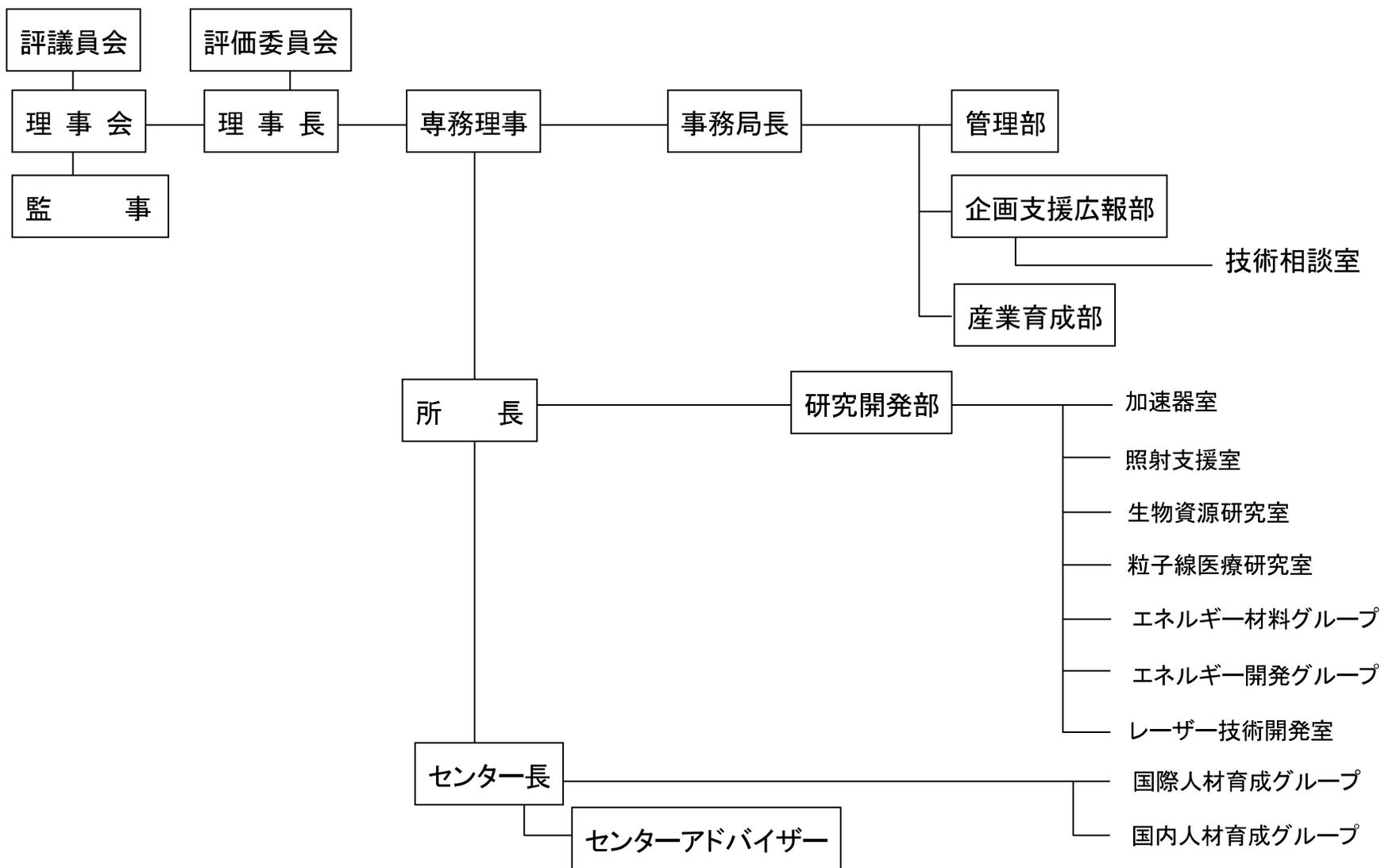
別紙1 緊急時通報連絡体制について

①火災事故等通報連絡体制について



②放射線事故通報連絡体制について





人員配置、業務内容及び勤務体制等について

1. 人員配置、業務内容及び勤務体制

区分	職種/雇用関係	業務内容
管理部	事務職/プロパー等	施設等貸出業務、休日受付業務、施設・設備機器保守管理業務、備品等管理業務
企画支援広報部	事務職/出向職員 研究・技術職/嘱託等	普及広報業務、各種イベント誘致業務、科学機器等貸出業務
産業育成部	事務職/出向職員	普及広報業務、各種イベント誘致業務
研究開発部	研究職/プロパー等	設備機器運転操作・監視業務
福井県国際原子力 人材育成センター	事務職/プロパー等	人材育成、交流業務

・勤務体制（勤務時間・休日設定）

勤務時間：午前8時30分～午後5時15分

休日設定：土・日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）（貸館時を除く）

2. 配置が義務づけられている資格

(1) 放射線取扱主任者；資格者 1名（松永勇二）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）により、放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取扱う場合に放射線障害の防止の監督として1事業所につき1名以上の選任が義務づけられているもので、センターは放射線発生装置である加速器を有する施設である。

(2) 第三種電気主任技術者；資格者 1名（松永勇二）

電気事業法により、事業用電気工作物（電気事業用及び自家用電気工作物）の設置者に電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督として選任が義務づけられているもので、センターは50,000V未満の事業用電気工作物を有する施設である。

(3) 甲種防火管理者；資格者 3名（角田憲之、嶋津充紘、山口龍史、福井会奈、小堀みゆき）

消防法により、一定基準以上の建物の管理権原者に管理監督的な地位にある者の中からの選任、また消防署長等への届出が義務づけられてい

るもので、センターは不特定の人が入り出る建物で収容人員が 30 人以上かつ延べ面積が 300 平方メートル以上の甲種対象施設である。

(4) 甲種もしくは乙種第 4 類危険物取扱；資格者 1 名（松永勇二）

消防法により、一定数量以上の危険物の貯蔵・取扱を行う施設に取扱と定期点検、保安の監督として選任が義務づけられているもので、センターは 30kℓ貯蔵の石油貯蔵タンクを有する施設である。甲種もしくは乙種危険物取扱者が立ち会えば、危険物取扱者免状を有していない一般の者も取扱と定期点検を実施することができる。

(5) 建築物環境衛生管理技術者；業務委託予定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）により、8,000 m²以上の特定建築物の所有者にその建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除について管理基準に従った維持管理の監督として選任が義務づけられているもので、センターは建築面積約 14,000 m²を有する施設である。